

## 第10回 ICT を活用した歩行者の移動支援に関する勉強会の概要

### 1. 開催日時等

日時： 平成25年3月18日（月） 15:30～17:00  
場所： 中央合同庁舎3号館4階幹部コーナー会議室1  
座長： 坂村 健 東京大学大学院情報学環教授  
委員： 岩下 恭士 毎日新聞デジタルメディア局ユニバーサロン編集長  
碓井 照子 奈良大学文学部地理学科教授  
立松 英子 東京福祉大学社会福祉学部教授

主宰者： 坂井 学 国土交通大臣政務官  
行政側出席者： 総合政策局、都市局、水管理・国土保全局、道路局、鉄道局、  
港湾局、航空局、国土技術政策総合研究所、国土地理院、観光庁  
事務局： 国土交通省 政策統括官付

### 2. 委員からの主な意見

第10回の勉強会では、座長より提供のあったバリアフリーマップ公開の型や、歩行者移動支援サービスの展開にあたってのサービス水準の確保に関する具体的なイメージについて意見交換を行った。また、平成24年度に取組んだ現地事業等について報告し、その取組み内容に対する意見交換を行った。

- (1) 歩行者移動支援サービスのサービス水準の確保に関する具体的なイメージについて
- アプリケーションの利用者には、様々な状況の人がいる。全ての人にとって使いやすいアプリケーションを作ることは難しい。
  - データ提供者が、データを API (Application Programming Interface) とセットで公開し、ユーザインターフェイスの部分は他の開発者に任せるという、オープンデータの考え方が有効である。
  - データ公開にあたっては、データの信頼度評価のあり方が重要。信頼度は、高低の判断だけでなく、情報の出典などを加味した運用などが考えられる。歩行者移動支援サービスを通じてその雛形を作り、議論することが有効。
  - 地理空間情報活用推進基本法で定められている基盤地図情報の整備は、日本が世界と比べて進んでおり、歩行空間ネットワークデータの作成に活用できる。
  - 施設管理者が率先して、公共施設の情報等を API を用いて公開するとよい。細かい場所の指定には、場所情報コードの利用が相応しい。

- 2001年にWHOから出されたICF(国際生活機能分類)においては、障害は環境との相互作用で起きるものとされ、障害のある人を、一方的に保護を受ける立場とは考えなくなっている。肢体不自由者の方などは、IT関連の仕事で活動されている方も多く、歩行者移動支援サービスにおける開発やモニターとして活用することが考えられる。
- 知的障がいの方や自閉症の方などにおいて、程度が軽い人はスマートフォンを使いこなす。また、中程度や重度の方は介助者がスマートフォンを利用している。これらの方々に、歩行者移動支援サービスを利用しやすくすることが重要である。
- 視覚障がい者にとって、駅のホーム上にある階段の位置をピンポイントで教えてくれる情報は大変重要である。
- 鉄道事業者や施設管理者が、駅構内の設備や階段の情報を出していくことが重要で、技術的には出せるようになってきている。国は一緒にやろうということで情報提供のための活動を誘引して欲しい。

(2) 平成24年度の取り組みの報告及び今後のロードマップについて

- これまで観光地中心で現地事業等を行ってきたが、今後は、障害者総合福祉センターや特別支援学校など、障がい者が多く利用する施設での試験運用が行われると良い。
- サービスの利用者の対象年齢について、明日香村のサービスの利用者が50代の方が多かったという結果は納得がいく。介護やボランティアについても、退職された方の活動する機会が多く、高齢の支援者がサービスを利用することも念頭において、今後の開発を行って欲しい。
- 歩行空間ネットワークデータの作成について、作成を簡素化する傾向は理解できる。
- 歩行空間ネットワークデータの作成に用いるベースマップは、しっかりと整備すべきである。
- 新しいサービスの開発もいいが、既存のアプリケーションを利用することを紹介してもよい。

以 上